

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

働き方改革を推進し、個人の能力を最大限に引き出し、多様な人財が活躍できる職場環境を作り、企業の成長につなげるよう次のように行動計画を策定する。

◆計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

◆目標

- | |
|--------------------------------------|
| 目標1：管理職（課長以上級）に占める女性労働者の割合を7.5%以上にする |
| 目標2：社員の残業時間を月平均25時間以内とする |

◆取組施策

※実施時期：令和3年4月～令和8年3月

施策①

長く働き続けられる環境を整備するため、多様な働き方ができる制度を導入

- ・ライフスタイルに応じた働き方を実現できる「フレックスタイム制」や社員の能力生産性向上を目的とした「みなし労働時間制度」の導入を検討
- ・労務管理の研修や時間外労働時間の情報発信等を実施し残業時間の削減を推進
- ・不妊治療のために利用することができる休暇制度の導入を検討

施策②

多様な人材が能力を発揮できる企業風土を根付かせるため、社員の意識改革を実施

- ・仕事と育児・介護の両方支援に関する柔軟な働き方に向けた制度等の周知
- ・社員自身の意欲、キャリア意識を向上するため、異業種交流会やライン管理職、上位専門職者との交流機会等を設定

施策③

社員のキャリアアップを目指した計画的な育成を実施

- ・能力認定制度に基づく積極的・計画的な育成の実施
- ・管理職に必要なマネジメント能力等向上を目的とした研修の実施を検討
- ・若手社員の働きがいやスキルアップを目指した育成方法の検討